

中央教育審議会大学分科会法科大学院等特別委員会（第 120～123 回） における新たな評価についての主な御意見

＜全体的な論点＞

認証評価制度改革の方向性

- 負担の軽減、学生の声・満足度の反映、評価結果が入学先を選ぶ際の指標になるような発表の方法など、十分な改善が必要であろう。【第 120 回】
- 加算プログラムが廃止されるということに関して、法科大学院の今後の教育の在り方や人材育成のモチベーションをこれからも維持して教育の質を向上するという意味では、新しい認証評価の在り方とセットで議論をしていく必要がある。【第 123 回】
- 予備試験の人気は依然として高く、大学生に対して法科大学院の魅力をさらに伝えるということも必要。【第 123 回】
- 法科大学院の魅力がなかなか社会に伝わっていないのは、そこで学ぶ学生たちがどのように感じているのか、そうした声が世間に届いていないということがあると思う。学生の声調べて、それを世間にも伝えていくということは、一定程度必要だと思う。【第 123 回】
- 評価の指針をアウトカムに置くことは妥当であり、教育単位である学部の質保証・向上を見ていくことも適切だと思う。どのような基準で評価がなされるのかというのが大変重要である。【第 123 回】
- インプット、アウトプット、アウトカムの連関図を考えていく上では、社会で求められる多様な法曹像と各大学の D P を結び付けて、どのように相関性を評価していけるのかを検討することが必要である。【第 123 回】

分野別認証評価の蓄積・経緯

- 法科大学院では、早くから質の向上・規模の適正化に取り組んできた歴史があるので、法科大学院において行われる新しい評価制度の目的や意義をどこに求めるのかを明確に整理しておく必要がある。【第 120 回】
- 法科大学院においては、20 年にわたる独自の認証評価制度の歴史があり、評価基準・スキルを磨き上げてきた経緯があるため、これまでの法科大学院における分野別認証評価の蓄積、個々の法科大学院の特色ある取組を尊重した制度設計にしてほしい。【第 123 回】
- 定量的な評価に偏ることにならないか危惧している。定性的な評価をどのように実施するのか、法科大学院の評価においては、定量評価と定性評価のバランスというのが図られてきた歴史があるため、今後も配慮してもらいたい。【第 123 回】

法科大学院における教育成果

- 現場での負担の軽減ということもさることながら、専門職大学院である法科大学院の教育の質とは何かという、根源的な議論が必要ではないか。【第 120 回】
- 法科大学院の評価においては、合格率等を教育成果そのもの（及び追求すべき課題）として扱うのではなく、合格率の現状を踏まえた教育改善の取組を重視すべきである。その際、在校生や修了生からの評価（なお、在校生への聞き取りは訪問調査が望ましい）、独自性のある教育実践、地域社会への貢献や地域との連携（特に地方大学における就職支援や地域との協働）を積極的に評価対象とし、それらを社会に広く伝える仕組みを整備することが望ましいと考える。【第 121 回】
- 法科大学院制度が 20 年を迎え、これから日本社会が向かう姿をしっかりと見ながら、社会に生み出されていく、こういった価値や変化をアウトカムとするかが各法科大学院に求められる。各法科大学院で優れた活動が現に行われているが、さらなる社会の変化への対応や付加価値をつけることが重要なのではないか。【第 123 回】

その他

- 実際に先進的な取組をするためには、取り組んでいること自体を評価することも大事だが、相応の資金が必要になるため、プラスサムの支援を期待する。【第 123 回】

<評価の視点>

社会（「出口」）の評価

- 予備試験との対比という面では、司法修習後に、それぞれが、どのような進路となっているのか。例えば、どういう教育をして、どういう効果が出ているのかという出口を評価することが重要ではないか。【第 122 回】
- アウトカムの例について、法科大学院においてどのようなものが考えられるか、検討していかなければならない。学生の高い満足度などは当然あると思うが、企業アンケートに相当する、法曹界での受け止めのようなものをどのように把握すればいいか、考えなければいけない。企業法務もあるため、企業アンケートなどもあるだろうと思う。【第 123 回】
- 卒業生の活躍状況や人材育成の社会への貢献に関するデータは、大学としては測定しようがない。各大学においてその卒業生がどんな社会変化をもたらしたかというのは、およそ測定不可能である。「アウトカム」ではなく、アウトプットの定量性と定性性をカウントしているんだと整理し直さないといけないのではないか。【第 123 回】

各法科大学院の特色ある取組

- 加算プログラムで評価されてきたような特色ある取組は、新たな評価制度におけるアウトカムとして評価対象に入れてほしい。【第 123 回】

社会のニーズ・時代の要請への対応

- 教育の質向上の取組において、基本的な資質・能力の重要性と同時に、時代の変化や地域を含めた社会の要請、特徴・魅力といった発展的・先端的な教育の実施についても重点を置いていかなければいけない。【第 123 回】
- 人口減少の中で「知の総和」の向上が図られていかなければいけないという現状においては、いろいろな変化や要請を踏まえた特徴的な発展型、先端型の実務的な教育の実施に重点を置くということが求められる。【第 123 回】
- 社会的な要請となっている女性の活躍、女性法曹の輩出促進については、継続的な取組が必要であるような部分についても評価してもらいたい。特に地方は女性弁護士が常に不足している地域もあるため、ぜひお願いしたい。【第 123 回】
- 新たな評価制度においても、「伝統的な法曹としての活動」についても評価してほしい。弁護士として、人権擁護活動、プロボノ活動に尽力する人材は常に求められており、既に法科大学院では、被災地支援などの特色ある取組がされているため、しっかりと評価してもらいたい。【第 123 回】
- 法曹は、基本的人権の擁護、日常的な生活者目線の法律問題に取り組むことが最も重要であり、そういった社会経済的弱者の救済や福祉や教育の問題に関する取組が適切に評価されるような制度を検討してほしい。【第 123 回】
- 新しい社会のニーズへの対応や先端的な取組のほかに、人権擁護活動等、今までの一般的な法曹像を重視してきた法科大学院にも、インセンティブが与えられる制度だとよい。【第 123 回】
- 法科大学院においては、特色ある法曹を育てることと同時に、最低限度のスタンダードを満たした人材を育てる使命があるため、この2つの面が測られるシステムとなるべき。そのために学修到達度は測らざるを得ないが、どのように測るのかは大きな課題である。【第 123 回】

地方への人材輩出

- 地理的アクセス確保の観点から、地方の司法を支える人材の観点を新しい評価制度の重要な目的や意義として位置付けるということが考え得るのではないか。【第 120 回】
- 各大学の実情に合わせた個別的な審査の必要性を実感している。地方の小規模校の中には、司法試験の合格率につながらないけれども、魅力のある取組を行っている法科大学院もあり、そういった取組をしっかりと積極的に評価できるような評価の在り方があってもよいと考える。【第 120 回】
- 地方への人材を輩出するという点について、その評価の仕方が難しく、かつ、やや中長期的な目で見なければいけないという問題もあるが、そういったことを評価して財政支援することも重要な観点。【第 122 回】

その他

- 共感力やマインドなど学力では測れないことが実務家においては重要な資質であり、評価制度の項目や手法を考える際に、そうした観点で取組を評価・支援することができないか。【第 120 回】
- 法科大学院の評価については、加算プログラムの代替性、発展性という観点から考えると、司法試験合格率・入学者選抜の厳格性等をアウトカムとして評価することも検討する必要がある。【第 123 回】

<評価方法>

定性的評価・中長期的評価

- 一般に大学に対して、社会は定性的評価を求めている場合が多く、定量的なもの（法科大学院であれば司法試験合格率）が一番重要な評価指標とされているのではないかと考えられる。評価制度に安易な期待をせず、慎重に導入することが必要。【第 120 回】
- 定性的な評価や中長期的な評価を適切に盛り込んでいかなければ、例えば、国際的な人材に関しても形式的なところを満たすだけになり、実を伴わないものになってしまう。【第 122 回】

<評価負担>

評価者の負担

- 法科大学院の研究者教員が評価者を務めている場合が多く、研究者教員の業務負担に関わるものである。研究者の養成・確保とも深い関わりがあり、こうした観点からも、評価の軽量化・合理化が重要ではないか。【第 120 回】

評価結果の活用

- 認証評価は評価側にも受審側にも非常に負担の重いものであるにもかかわらず、それに見合った建設的な改善策の共有に繋がっていないというのが根本的な課題なのではないか。【第 121 回】
- 負担が非常に重いわりに、効果はそれほど大きくないというのが一番の不満の原因なのではないか。【第 121 回】

根拠資料

- 評価者が教員でないため、なぜ評価に必要なのか分からないデータ・文書を作らされるなど負担感が大きい。【第 120 回】
- 根拠資料やデータが過大である。一般論として、評価者は必要以上の情報を収集する傾向があり、評価対象者は受審年度だけではなく日常的に認証評価に合わせて情報収

集や整理・分析を行わなければならないことが、負担感を更に大きくする原因になっているのではないかと。必要な情報収集の範囲について常に再検討していくべきである。

【第 121 回】

- 提出資料の在り方（特に何のために提出する根拠資料なのかの精査）についても改善を検討すべきである。【第 121 回】

他の評価等との重複

- 受審側の負担は大きく、加算プログラム等他の評価に係る審査との重複感もある。また、審査側・受審側双方において、形式的な行動をとることが多い。法科大学院においては、質保証のための取組を様々行っているため、教育課程連携協議会から外部の意見を聴いたり、専門的な知見を有する方のコメントをいただいたりするなど、より合理的で効率的な評価の在り方を模索すべきではないか。【第 120 回】

その他

- 評価制度に関しては、学生・社会から求められる教育の最低限の質を担保するということに目的があるところ、当該目的を達成するのに必要かつ十分に簡素な制度の構築が必要となると考える。法科大学院は、出口における競争にさらされており、その中で質の担保が自然と行われている部分もあることを踏まえ、各法科大学院の自然な取組が自然な形で評価されることが理想である。【第 120 回】
- 認証評価に対する評価側と受審側の認識のずれが互いの徒労感を増幅させる原因となるため、双方の意見交換や、受審側・第三者からの評価の機会があるとよりよいと感じる。【第 121 回】

<その他>

インセンティブの設計

- 認証評価は大学側の負担が大きいため、良い評価が出れば次の認証評価まで 7 年・10 年など受審期間が空く形にしていただければありがたい。教育内容等については、法科大学院にある程度の裁量を認めてもよいのではないかと。【第 120 回】
- 例えば、受審期間の短縮は、法科大学院側にはインセンティブが働くと思われるが、審査機関側には経営等の関係もあることからインセンティブが働くだろうか。インセンティブ構造をどうつくるかということが課題である。【第 121 回】

小規模校への配慮

- 大規模校優先とならないよう標準化する仕組みが必要。【第 123 回】
- 小規模校の特性・ヒューマンリソースを踏まえた上での制度にしてほしい。例えば AI やグローバルに関しては、属人的な取組とならざるを得ず、継続した安定的な取組

は難しい。【第 123 回】

※一部、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラムの今後の在り方についての議題における御発言を含む。